

23210

愛知県

刈谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(刈谷大津崎地区)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容																			
刈谷市工場設置奨励条例	S42.10	○工場の敷地面積 33,000 ㎡以上	便宜供与 1 用地の斡旋 2 行政庁の許可または認可の促進等																			
刈谷市産業立地促進補助金交付要綱	H24.7 H30.4 改正 R3.4 改正 R6.4 改正 R7.4 改正	次のいずれにも該当する企業者 ○新增設する工場等で、操業開始の日から5年間、常用雇用者を 10 人以上維持できること。 ○みなし大企業及び大企業にあつては、過去に同一工場等の同一業種において、刈谷市中小企業投資促進補助金又は刈谷市産業立地補助金の交付を受けていないこと。 ○代表者及び従業員が暴力団員(刈谷市暴力団排除条例(平成24年条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ○市税を滞納していないこと。	補助金 企業者が自ら使用するために工場等を新增設したり、工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合に、その費用の一部を補助 ○対象経費 工場等の新增設又は改修に伴う固定資産取得費用(土地を除く)の合計額 ※中古取得は可、リースは不可 (取得費用合計額が 5,000 万円以上であること) ○補助率は下表参照																			
		補助率																				
		<table><tr><th colspan="3">補助対象者</th><th>補助率(上限額)</th></tr><tr><td rowspan="4">中小企業及び中堅企業者 (みなし大企業に該当する者を除く。)</td><td rowspan="2">愛知県新あいち創造産業立地補助金の A タイプに採択の場合</td><td>工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※</td><td>3/20(10 億円)</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>1/10(10 億円)</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の場合</td><td>工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※</td><td>1/10(5億円)</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>1/20(5億円)</td></tr><tr><td colspan="2">みなし大企業及び大企業</td><td>工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※</td><td>1/25(5億円)</td></tr></table>	補助対象者			補助率(上限額)	中小企業及び中堅企業者 (みなし大企業に該当する者を除く。)	愛知県新あいち創造産業立地補助金の A タイプに採択の場合	工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	3/20(10 億円)	上記以外の場合	1/10(10 億円)	上記以外の場合	工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	1/10(5億円)	上記以外の場合	1/20(5億円)	みなし大企業及び大企業		工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	1/25(5億円)	
補助対象者			補助率(上限額)																			
中小企業及び中堅企業者 (みなし大企業に該当する者を除く。)	愛知県新あいち創造産業立地補助金の A タイプに採択の場合	工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	3/20(10 億円)																			
		上記以外の場合	1/10(10 億円)																			
	上記以外の場合	工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	1/10(5億円)																			
		上記以外の場合	1/20(5億円)																			
みなし大企業及び大企業		工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	1/25(5億円)																			
		※工業系新市街地で用地取得等を伴う場合の工場立地等については、補助率加算にあたり下記の条件を設けています。																				
		・一里山地区及び野田町二ツ池地区に限る。																				
		・敷地に面する道路の反対側の境界線から9メートルを確保して工場等を新增設する場合に限る。																				